入札説明書

嶺北森林管理署長が発注する嶺北森林管理署電話設備更新工事に係る入札公告に基づく 一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、入札公告、入札者注意書、入札 説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

- 1. 公告日: 令和7年10月28日(火)
- 2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 嶺北森林管理署長 牧尾 幸之助 高知県長岡郡本山町本山 850

- 3. 工事概要
 - (1) 工事名 嶺北森林管理署電話設備更新工事
 - (2) 工事場所 高知県長岡郡本山町本山850
 - (3) 工事内容 嶺北森林管理署の電話設備の更新工事 (詳細については、入札説明書及び仕様書のとおり)
 - (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月27日(金)まで
 - (5) その他
 - ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。 なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾【別紙様式1記載例あり】を得て紙入札方式に代えることができる。
 - この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口 〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 850 嶺北森林管理署 総務グループ 電話 0887-76-2110

受付時間 9:00~12:00 及び13:00~17:00 までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

② 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、農林水産省電子入札システムに利用登録を行った IC カードである。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7・8年度の四国森林管理局一般競争参加資格における建設工事のうち「電気通信」の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る)。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事:電話交換機の更新工事

- (5) ①建設業者(建設業の許可を受けた者)においては、次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
 - ・ 2級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である こと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ア 1級電気通信工事施工管理技士
 - イ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 当該工事を受注した場合において、主任技術者が必要となる工事にあっては、 配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以 上あること。
 - ②建設業の許可を受けていない者においては、次に掲げる基準を満たす技術者により当該工事の施工が可能であること。
 - 工事担任者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ア 電気通信主任技術者
 - イ ①に示す技術者
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までに、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと (基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更 生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が 更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。 また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている経常建設共同企業体の本店所在地が、下記区域内であること。
 - 高知県全域
- (10) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を 除く。)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (12) 設置機器の提案書(任意様式)を作成し、提案品のカタログ等を提出すること。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (7) の「3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・該当無し
- (2) 4. (7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねてい

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、 次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争 参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - 4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による提出の場合は事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参又は郵送等(配達証明のできるものに限る。以下「郵送等」という。)、電子メールすること。(期限必着)

- (2)申請書及び資料の提出方法、期間及び場所
 - ① 電子入札システムによる提出の場合
 - (ア)提出期間: 令和7年10月29日(水) 9時00分から令和7年11月12日(水) 17時00分まで。(ただし、システムのメンテナンス期間を除く)
 - (イ)提出方法: 電子入札システムの添付資料フィールドに「競争参加資格確認申 請書」及び「資料」を添付し提出すること。

ただし、添付するファイルの合計容量がシステムの容量を超える場合には、必要書類の一式を持参または郵送等、電子メールにより提出するものとし、電子入札システムの分割は認めない。また、持参又は郵送等、電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、申請書及び資料として送信すること。いずれの提出方法についても期限必着とする。

- ・持参又は郵送等、電子メールする旨の表示
- ・持参又は郵送等、電子メールする書類の目録
- ・持参又は郵送等、電子メールする書類のページ数
- ・提出年月日、会社名、担当者名及び電話番号及びメールアドレス 持参又は郵送等、電子メールの提出先は以下のとおり

上記3. (5) ①と同じ。

メールアドレス【shikoku_reihoku@maff.go.jp】

- (ウ)ファイル形式: 電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル 形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。
 - · Microsoft Word
 - Microsoft Excel
 - ・その他のアプリケーション (PDF 形式、JPEG 形式、GIF 形式)

・圧縮ファイル ZIP 形式

電子入札システムによる手続き開始後において、紙入札方式への変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者へ事前に承諾を得て、紙入札方式へ変更することができる。

② 紙入札方式による提出の場合

(ア)受付期間: 令和7年10月29日(水)から令和7年11月12日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び12時00から13時00分までを除く)の9時00分から17時00分まで。

(イ)受付場所:上記3. (5) ①と同じ。

- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡し が済んでいるものに限り記載すること。

① 配置予定の技術者

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し 支えないものとするが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載 した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに、競争参 加資格通知以前にあっては提出した資料の取り下げを、競争参加資格通知後は入 札辞退を書面及び電子入札システムにより行うこと。申請書を電子入札システム により提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと 認められる場合において発注者との協議により、主任技術者(以下「技術者」と いう。)を変更(16.で後述)できるものとする。

② 契約書の写し

①配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その内容が①を確認できる場合は、工事カルテの写し(一般データ、技術者データをもって施工証明者とし)を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び「工事実績情報システム(CORINS)」

にて工事内容が確認できない工事(簡易 CORINS で登録した工事等)については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績)が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

- (5) 資料作成説明会
 - 資料作成説明会については、原則として実施しない。
- (6) 資料の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和7年11月19日(水)までに通知する。
- (8) 競争参加資格確認資料のヒアリング 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (9) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認 以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担 行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。
- 7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明
 - (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限: 令和7年12月1日(月) 17時00分
 - ② 提出場所: 〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山850

嶺北森林管理署 総務グループ

電話 0887-76-2110

メールアドレス【shikoku_reihoku@maff.go.jp】

- ③ 提出方法:原則として電子メールによる提出(提出期限必着)。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和7年12月8日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答するので確認すること。
- (3) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申立てることができる。
 - ① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く)以内
 - ② 提出場所:(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法: 原則として電子メールによる提出(提出期限必着)。
- (4) 再苦情の申立てについては、四国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (5) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(4)の入札監視委

員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日 (休日を除く)以内に、書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由) により提出すること。
 - ① 受付期間: 公告日の翌日より入札執行日の5日前(休日の場合は前日とする) まで。

上記期間の(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く) 9 時 00 分から 12 時 00 分まで、及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。

② 提出場所: 〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山850 嶺北森林管理署 総務グループ 電話0887-76-2110

メールアドレス【shikoku reihoku@maff.go.jp】

- ③ 提出方法: 原則として、電子メールによる。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、書面(電子メール)により回答する。また、(1)の質問及び回答書の写しを質問の受付期間の最終日の翌日から入札執行の前日まで、四国森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html)

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書の提出期限及び場所:電子入札システムにより参加する場合は、令和7年 12月5日(金)9時00分から令和7年12月9日(火)10時00分までにシステム上 で入札すること。紙入札方式による場合は、令和7年12月9日(火)10時00分ま でに嶺北森林管理署会議室に持参すること。
- (2) 開札は、令和7年12月9日(火)10時00分に嶺北森林管理署会議室にて行う(入 札締切り後直ちに開札する。但し、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公 告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。)
- (3) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (4)競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10. 入札方法等

- (1) 電子入札システムにより参加する場合 入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 紙入札方式により参加する場合 発注者の承諾を得た場合、入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に商号又は名

称及びあて名「何月何日開札、(工事名)の入札書在中」と朱書きし持参すること。 郵便等(配達証明のできるものに限る)により入札に参加するものは、二重封筒と し、中封筒の表に前段の所定事項を記載し、6. (1)により確認を受けた「競争参加 資格確認通知書」の写し、12. (1)に示した工事費内訳書を表封筒と中封筒の間に同 封し、契約担当官あて「親展」で入札書提出期限の前日(休日の場合はその前日) の17時00分までに到達するよう提出しなければならない。この場合の入札書の日 付は、9. (1)の入札書の提出期限の日とする。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器(パソコン)の前で待機すること。なお、その他の場合にあっては支出負担行為担当官等が定める日時において入札をする。
- (5)入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金: 免除
- (2) 契約保証金: 納付(保管金の取扱店 四国銀行 本山支店)。

ただし金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう)の保証(取扱官庁嶺北森林管理署)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

- (2)提出方法
 - ①電子入札システムによる提出の場合

工事費内訳書を本入札説明書の6の(2)の(ウ)に示すファイル形式にて作成し、添付フィールドに添付し、入札書とともに提出すること。

- ②紙入札方式による提出の場合 入札書とともに提出すること。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行っ

た工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された工事費 内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書を必要に応じて公正取 引委員会に提出することがある。

(5) 工事費内訳書が以下の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該入札参加者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められ	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていな
る場合(未提出あると同視で		い場合
きる場合を含む)	(2)	工事費内訳とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けて	(1)	内訳書の記載が全くない場合
いる場合	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を
		満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
添付されていた場合		
4 記載すべき事項に誤りが	(1)	発注者名に誤りがある場合
ある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異
		なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

13. 開札

開札は、電子入札システムにより、令和7年12月9日(火)午前10時00分に嶺北森林管理署入札会場において行うこととし、電子入札システム運用基準(令和5年7月四国森林管理局)に定める立会官を立ち会わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

17. 契約書作成の要否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願【任意様式:別紙様式2記載例あり】を提出し、承諾を得なければならない。電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする。

18. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 中間前金払 無 部分払 無
- 19. 関連情報を入手するための照会窓口

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 850

嶺北森林管理署 総務グループ 電話 0887-76-2110

20. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指

名停止を行うことがある。

- (3) 落札者は、6. (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置する こと。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

電子入札システムヘルプデスク

受付時間:9時~12時、13時~16時(国民の祝日・休日・年末年始を除く)

電話番号:048-254-6031 FAX 番号:048-254-6041

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、電子入札システムから通知書及び受付票等が送信者へ送信されるので、必ず確認すること。
- (7) 第1回目の入札において、落札者が決定しなかった場合、再度の入札をすることがある。この場合において、電子入札システムによる入札参加者に対して発注者から電子入札システムにより入札通知書を送信するので、システム機器(パソコン)の前で待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、開札状況を電話等により連絡する。
 - (8) 下請負人の社会保険等加入義務等 工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険 等未加入建設業者を下請負人としてはならない。
 - (9) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域にお ける被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
 - (10) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
 - (11) 入札者は、「責任あるサプライチェーン当における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施 策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも 該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署(所)の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙様式1 (紙入札方式への参加承諾願 記載例)

紙入札方式参加承諾願

- 1 発注工事(業務)名
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由 (記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。 年月日認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方 式での参加を承諾いただきますようお願いします。

年 月 日

住所

商号又は名称 00 株式会社 代表者氏名 00 00

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年月日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長 ○○ ○○ 殿

住 所 ○○県○○市○○123-4商号又は名称 ○○○○株式会社代 表 者 代表取締役社長 ○○ ○○

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の○○○□工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。